

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第261号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年6月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「土砂売買契約書（〇〇（株）と再生砕石の売買に関する（R3.9/21日付け）契約等の関係書類全部 環境管理課、グリーン社会推進課、〇〇保健所、農林水産部（〇〇）、県土整備部（〇〇）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年7月6日、実施機関は、本件請求に対して、請求に係る文書が不存在であるとして、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年7月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 質問

令和6年8月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

### 2 審査請求の理由

審査請求書には「他の課（環境管理ではR3年度の2月に指導に関する書類があるのに、グリーン推進課が指導及び罪を認めた指導をした書類を出せ。あるべき物である。」と記載されている。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次

のとおりである。

## 1 公文書公開請求の内容について

本件請求については、審査請求人が本件請求に係る公文書公開請求書に添付した〇〇（株）との「土砂売買契約書」及び再生碎石の売買「契約書」に関する公文書を対象としているものと判断した。

## 2 公文書公開請求拒否決定処分について

実施機関は、〇〇（株）と当該契約を締結しておらず、もとより本件請求の対象となる公文書を取得又は作成していないことから、本件請求の対象となる公文書を保有していない。

以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書に、「審査請求の理由」として、「他の課（環境管理ではR3年度の2月に指導に関する書類があるのに、グリーン推進課が指導及び罪を認めた指導をした書類を出せ。あるべき物である。」と記しているが、実施機関においては、当該契約書に関して指導等を行っておらず、公文書も保有していない。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年8月26日	諮問
令和7年8月26日 第1部会（第26回）	審議
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議
同年 10月27日 第1部会（第28回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、実施機関が保有する、〇〇株式会社が締結した土砂売買契約及び再生碎石の売買契約の契約書等の関係書類のうち、環境管理課及びグリーン社会推進課並びに南部総合県民局保健福祉環境部<〇〇>、農林水産部<〇〇>及び県土整備部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、グリーン社会推進課においては本件請求に係る公文書を保有していないとして、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、他の課が公開しているのでグリーン社会推進課も公開すべき旨を主張していることから、本件請求に係る公文書の保有の有無について以下検討する。

## 2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

### (1) 実施機関が契約当事者として締結した契約に係る契約書について

本件請求に係る公文書としては、○○株式会社が締結した土砂売買契約及び再生碎石の売買契約の契約書については、実施機関が契約当事者として締結した契約に係るものと想定することができる。

しかし、地方公共団体が施行する工事は、自ら施行する、いわゆる直営工事は少なく、建設業者に請け負わせて工事を施行することが原則となっている。この場合においては、工事に必要な土砂、碎石等の材料は、当該工事を請け負った業者が調達するものであり、発注者である地方公共団体は、材料を調達する必要がないこととなる。

実施機関に確認したところ、グリーン社会推進課が施行する工事については、直営工事は行っていないとのことである。そうすると、土砂売買契約及び再生碎石の売買契約については、実施機関はいずれも締結する必要がないこととなる。

したがって、県が契約当事者となっている土砂売買契約及び再生碎石の売買契約を締結しておらず、これらの契約書を保有していないことについての実施機関の説明には、特に不合理な点はない。

### (2) (1)以外で実施機関が取得した契約書について

徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）によると、実施機関のグリーン社会推進課は自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による国定公園の特別地域内における行為の許可、同法第21条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における行為の許可及び同法第22条第3項の規定による国定公園の海域公園地区内における行為の許可の事務を所掌している。

実施機関に確認したところ、審査請求人が公文書公開請求書にその写しを添付した契約書中の契約目的物の引渡場所が、同じく添付した航空写真に写っている場所（○○市○○町○○）とのことであり、審査請求人は、当該場所における引き渡しが自然公園法の規定による許可が必要な行為であると考え、許可申請の際に申請書類に添付される可能性がある契約書の存在を主張しているものと考えられる。

しかし、環境省大臣官房環境影響評価課が提供する「環境アセスメントデータベース」（<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）によると、○○市○○町○○は室戸阿南海岸国定公園の区域には含まれていないことが認められる。

そうすると、審査請求人の主張にある引渡場所は、自然公園法の規制を受けないものであるから、当該引渡しについては、同法に基づく許可は必要ないこととなる。

したがって、審査請求人が公文書公開請求書にその写しを添付している契約書及び引渡場所が同じ当該契約書とは別の契約書を実施機関が保有していないことについて、実施機関の説明には、特に不合理な点はない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	